

住宅の改修に伴う 固定資産税の減額措置制度

省エネ改修に伴う減額

対象となる改修工事

- ・平成20年4月1日から平成22年3月31日までの間に行われた工事
- ・1戸当たりの省エネ改修工事費用が30万円以上のもの
- ・窓の二重サッシ化、複層ガラス化などの窓の改修工事
- ・（必須）とそれに併せて行う床、天井、壁（外気と接するものに限る）の断熱工事

適合することになる工事であることを証明する指定確認検査機関（建築士・指定住宅性能評価機関等）が発行する証明書

※新築住宅軽減、耐震改修に伴う減額措置と同時適用はできませんが、バリアフリー改修に伴う減額措置との同時適用は可能です。

住宅耐震改修に伴う減額

対象となる住宅

- ・昭和57年1月1日以前から市内に所在する住宅
- ・平成18年1月1日から平成27年12月31日までの間に、建築基準法（昭和56年6月1日施行）に基づく現行の耐震基準に適合した改修工事を行った住宅
- ・1戸当たりの耐震改修工事費用が30万円以上の住宅

減額税額・期間

耐震改修を行った住宅の固定資産税額の2分の1を、工事完了の翌年度分から次の期間減額（併用住宅は居住部分のみ）

対象

※1戸につき床面積の120平方メートル相当分までが対象

耐震改修工事完了時期	固定資産税の減額期間
平成18年1月1日～平成21年12月31日	3年度分
平成22年1月1日～平成24年12月31日	2年度分
平成25年1月1日～平成27年12月31日	1年度分

減額を受けるための手続き

住宅耐震改修に伴う固定資産税減額申告書に次の書類を添付して、改修工事完了後、原則3カ月以内に申告してください。

- ・耐震改修工事の費用が確認できるもの（領収書、明細書等）
- ・現行の耐震基準に適合した工事であることを証明する指定確認検査機関等（建築士・指定住宅性能評価機関等）が発行する証明書

住宅のバリアフリー改修に伴う減額

対象となる住宅

平成19年1月1日以前から市内に所在する住宅（賃貸を除く）

- ・平成19年4月1日から平成22年3月31日までの間に、次のいずれかに該当するバリアフリー改修工事を行った住宅
- 「廊下の拡幅、階段の勾配緩和、浴室の改良、トイレの改良、手すりの取付け、床の段差の解消、引き戸への取り換え、床表面の滑り止め化」
- ・1戸当たりのバリアフリー改修工事費用が30万円以上（補助金等を除く自己負担額）の住宅
- ・次のいずれかに該当する方が居住している住宅

「65歳以上の方、介護保険法の要介護または要支援認定を受けている方、障害者」

減額税額・期間

バリアフリー改修を行った住宅の固定資産税の3分の1を、工事が完了した年の翌年度のみ減額（併用住宅は居住部分のみ）

※1戸につき床面積の100平方メートル相当分までが対象

減額を受けるための手続き

住宅のバリアフリー改修に伴う固定資産税減額申告書に

次の書類を添付して、改修工事完了後、原則3カ月以内に申告してください。

- ・次の①または②の書類
- ①領収書（バリアフリー改修工事費用を支払ったことが確認できるもの）、工事費明細書、改修箇所の図面・写真（改修前・改修後）
- ②バリアフリー改修工事が行われた旨を証する書類（建築士等の発行するもの）
- ・居住者要件が確認できるもの（介護保険被保険者証、身体障害者手帳など）
- ・補助金等の交付決定、居宅介護住宅改修費、介護予防住宅改修費の給付決定を確認できる書類（交付、給付を受けている方のみ）

※既にバリアフリー改修の適用を受けた家屋は対象となりません。また、新築住宅軽減、耐震改修に伴う減額措置と同時適用はできませんが、省エネ改修に伴う減額措置との同時適用は可能です。

《申告書配布・問合せ》
税務課資産税係
☎21-9046または各総合支所市民生活課

国民年金からのお知らせ

国民年金保険料を 半年前納しませんか？

平成20年度の国民年金保険料は、月額14,410円、10月～平成21年3月の半年で86,460円となります。
この保険料の6カ月分を一括で現金や口座振替で納めると、保険料が割引となりお得です。

●前納保険料額

■前納保険料額

納付方法	1カ月分	6カ月分
現金支払(月々)	14,410円	86,460円
現金支払・クレジット納付(前納) 【割引額】	-	85,760円 【700円】
口座振替(前納) 【割引額】	14,360円 【50円】	85,480円 【980円】

前納保険料額は、左表のとおりで、半年分の保険料を現金で前納すると700円、口座振替で前納すると980円の割引となります。

△**口座振替で半年(10月～3月分)前納の場合**
▽**申込方法・申込期限**
口座振替を希望する金融機関の窓口または豊岡社会保険事務所で8月29日(金)までに手続きください。

▽**支払期日・支払方法**
10月31日(金)に口座振替

△**現金で前納の場合**
▽**申込方法・申込期限**
申込み不要

▽**支払期日・支払方法**
10月31日(金)までに郵送された「下期」納付書により、最寄の金融機関・郵便局・コンビニエンスストアで支払ってください。

※なお、現金払いの場合は、希望により任意の月(既に経過した月を除く)分から年度末までの保険料を前納(割引あり)することができます。この場合は、専用の納付書が必要となりますので、豊岡社会保険事務所に問い合わせください。



国民年金を受給中の方へ

●住所・支払機関の変更

引越などによる住所・支払機関の変更は、「年金受給権者住所・支払機関変更届」を提出してください(市民課または各総合支所市民生活課で住民異動の手続きの他に、受給する年金の住所変更手続きが必要となります)。



この変更届を提出されないで、年金の支払額のお知らせが届かなかつたり、希望の金融機関で年金が受け取れないこととなります。

※住所変更の処理が済むまでは、年金に関する通知が前住所に届いてしまう可能性があります。

※支払機関の変更には、「支払機関変更届」に金融機関の証明印が必要です。

※ゆうちょ銀行の窓口受取を希望の方は金融機関の証明は不要です。

※支払機関の変更後は、新しい口座に振込みがあるまで、前の口座を残しておいてください。

●年金証書の再発行

年金証書は、年金を受ける権利の証明であり、各種の届出や年金相談に必要な書類です。

年金証書を紛失や破損した場合は、「年金証書再交付申請書」で再発行の手続きをしてください。

●氏名の変更

結婚や離婚・養子縁組などにより、氏名が変更になったときは、「年金受給権者氏名変更届」に年金証書と住民票(または戸籍抄本)を添付して提出してください。

なお、「氏名変更届」に住民票コードを記載した場合や、「氏名変更届」の証明欄に市長の証明を受けた場合は、住民票(または戸籍抄本)の添付は必要ありません。

「年金受給権者住所・支払機関変更届」・「年金証書再交付申請書」・「年金受給権者氏名変更届」の用紙は、市民課および各総合支所市民生活課にあります。



豊岡社会保険事務所 からのお知らせ

年金相談窓口を時間延長

年金相談窓口を次のとおり時間延長します。
お越しの際には、年金手帳など基礎年金番号の分かるものを持参ください。

なお、代理者のときは、委任状と代理者の身分証明書を準備ください。

●8月9日(土)は

午前9時30分～午後4時
●8月4日(月)・11日(月)・18日(月)・25日(月)は
午前8時30分～午後7時

●電話での問合せ

ねんきんダイヤル
0570-051165
IP電話・PHS
03-6700-1165

●年金個人情報サービス

社会保険庁
ホームページアドレス
<http://www.sia.go.jp>

《問合せ》

▽豊岡社会保険事務所
☎22-0945
▽市民課市民係
☎21-9015または各総合支所市民生活課